

赤井川村「ゼロカーボンビレッジ AKAIGAWA」推進戦略実現に関する調査業務仕様書

1 業務の目的

2030 年を見据えて赤井川村のゼロカーボンを実現するためには、「赤井川村エネルギービジョン」（令和 3 年 3 月）で示した 7 つの再生可能エネルギー導入プロジェクトとともに、村内及び周辺地域に賦存する再生可能エネルギー活用に関して戦略的プログラム構築が必要であるため、地域資源循環並びに地域資金循環の観点から、まち、くらし、しごとに寄与する持続可能な「ゼロカーボンビレッジ AKAIGAWA 推進戦略」（令和 4 年 3 月）を策定した。

国や北海道の地球温暖化対策を鑑みて、赤井川村においても 2030 年を見据えたゼロカーボン実現に向けた戦略的な取組が必要なことから、「赤井川村エネルギービジョン」の再エネプロジェクトの推進とともに地域未利用資源や CO₂ 吸収源である村内森林資源を活用した取り組みを推進することとした。

本プロポーザルは、『「ゼロカーボンビレッジ AKAIGAWA 推進戦略」実現に関する調査業務』を委託するに当たり、広く提案を募り、最も適した受託者を選定するために実施するものである。

2 履行場所

赤井川村内ほか

3 委託期間

契約に定める日から令和 6 年 3 月 17 日まで

4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、本村と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を検討すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本村に対して定期的に報告すること。
- (6) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本村に書面により報告し、本村の承認を得ること。
- (8) 本業務に関する打ち合わせは、随時、原則赤井川村役場にて行うこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本村と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (10) 受託者は、受託事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

5 業務内容

(1) 赤井川村「ゼロカーボンビレッジAKAIGAWA」推進戦略実現に関する調査

①公共施設への再エネ等導入可能性調査

エネルギー転換、電力費用低減ならびにCO₂排出量削減を目的に、エネルギー消費量の多い公共施設を対象に再生可能エネルギー、未利用エネルギーを活用した省エネ、創エネ、蓄エネに関する設備導入の可能性を調査する。

なお、太陽光発電の導入可能性調査に関しては、日本で最も美しい村連合に加盟する地域の特性に鑑み、周辺景観への影響を考慮して検討を行うものとする。

ア. 役場庁舎

- ・令和4年度調査において、未利用資源である地中熱導入による省エネルギー効率が高いことが判明したため、地中熱の導入を前提とした試験を行うために役場庁舎裏で地中熱用の井戸の掘削試験を行い、断熱対策をはじめ省エネ、創エネ、蓄エネ効果を最大限発揮する予備設計を行う。
- ・エネルギー転換、電力費用低減並びにCO₂排出量削減を目的に、建築物の屋根や壁面等を活用した太陽光発電設備の導入可能性調査を行うとともに、エネルギーマネジメントシステムの構築を含め検討すること。
- ・役場庁舎は、災害発生時の対応拠点となることから、これら調査・設計に当たっては、レジリエンス強化の観点から導入規模の検討、災害発生時の蓄エネ活用の提案を行うこと。
- ・上記実施のための改修時期における役場機能の検討を行うこと。改修中でも業務は現在の役場庁舎で行う。

イ. 道の駅、山村活性化支援センター、健康支援センター、デイサービスセンター等

- ・エネルギー転換、電力費用低減並びにCO₂排出量削減、レジリエンス強化の観点から、各施設の機能、構造的視点、環境特性、周辺環境等の状況を適切に踏まえ導入可能な省エネ、再エネ、蓄エネ設備の検討をすること。
- ・各施設における設備設置場所、負荷、規模、創エネ量等を検討し、再エネ設備導入によるイニシャルコスト並びにランニングコストの検討、事業採算性の比較検討を行い、予備設計を実施すること。
- ・各施設における再エネ設備導入に関する選定基準について、施設の特性などを踏まえ、根拠となる数値等を用いて明確化すること。
- ・赤井川村の基幹産業は、農業と観光業であることから、公共施設への再エネ設備導入可能性調査に関しては、持続可能な観光と環境の観点から、民間施設へ普及することを念頭に設備設置方法を検討すること。

②木質バイオマス利用可能性調査

エネルギー転換、CO₂排出量削減並びに地域経済循環を目的に、地域内未利用資源である木質バイオマスの地域内利用可能性について調査する。

ア. 村有林管理に伴い発生するバイオマス資源量の調査

- ・令和5年度から実施する村有林管理に伴い発生する木質バイオマスの質、量を調査し、村内において有効活用するための方策、課題点等を考察する。本調査の実施にあたっては村有林管理を施業する施工事業者と連携して定量的調査を実施する。
- ・木質バイオマス原燃料の集荷、加工に係るコスト検証を行い、地域経済循環に資するシス

テム構築を検討すること。

イ．農業分野における木質バイオマスボイラー活用の検討

- ・農業振興センター育苗ハウス加温設備の木質バイオマス活用型転換に関する可能性及び課題等を考察するものとし、木質バイオマス資源は、村有林で発生するものを活用することを前提とすること。
- ・木質バイオマス活用転換として想定する農業振興センター育苗ハウスの熱供給システムの現状を詳細調査のうえ、木質バイオマス設備導入によるイニシャルコスト並びにランニングコストの検討、事業採算性等の比較検討を行うこと。
- ・農業生産段階におけるエネルギー転換を検討するため、積雪寒冷地における活用事例を収集し、木質バイオマス活用の考察を行うこと。
- ・本調査を通じて、持続可能な木質バイオマス資源の確保、加工、流通、熱利用の方向性を整理すること。

③ゼロカーボンビレッジ戦略推進協議会運営支援

ゼロカーボンビレッジのプロジェクトを戦略的に推進するための公民連携組織の設立に向けた検討会および設立に向けた支援を行う。また、設立にあたり参照すべき国内事例について調査し、必要に応じて関係者による視察に関する実施支援を行う。

組織構成は、村役場、観光系事業者、建設系事業者、農畜産系事業者等で構成し、隔月での協議会開催及び先進地域視察を実施する。

- ・検討会および協議会開催予定：9月、11月、24年1月（計3回程度）

※必要に応じて各事業者等に対して個別ヒアリングを実施する。

- ・先進地域視察予定：国内1エリア、1回程度

（２）関連基礎情報の収集・整理

上記（１）①～③について、考察結果から事業化及び導入に向けた事業性評価と導入への課題や実施内容を整理する。

（３）報告書の作成

- （１）～（２）について、報告書として取りまとめること。

6 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間（３回）、納品時のほか、必要と認められる場合に行う。

7 その他

（１）資料の貸与について

受託者は、本業務の遂行において本村が所有する資料の貸与を受ける必要がある場合は、協議のうえ貸与を行う。

なお、貸与を受けた場合は、本業務終了後速やかに資料を返却する。

（２）補助事業としての取扱いについて

本業務は、令和５年度「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」に基づき実施する事業のため、本事業公募要領のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和３０年法律第１７９号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和３０年政令第２５５号）及び「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金交付要綱」（平成２８年７月

1 日 20160624 財資第 1 号) の規定を遵守し実施すること。

(3) 事業終了後の対応について

本業務において、業務の終了後も含めて、今後補助事業の管理団体や会計検査院の検査対象となる場合があるので、業務受託者は検査等に積極的に協力すること。

また、業務受託者は、受託事業の経費等に関する帳簿及び証拠書類を、受託事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しておくこと。

8 注意事項

- (1) 受託者は、個人情報保護条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果物の所有権、著作権、利用権は本村に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、本村の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

9 成果品

本業務による成果品は以下のとおりとする。

- (1) 村内及び周辺地域の再生可能エネルギー賦存状況調査及び赤井川村「ゼロカーボンビレッジ akaigawa」推進戦略実現に関する調査報告書 5 部
 - (2) 上記のデータを保存した電子データ (CD-R または DVD-ROM) 一式 1 部
- ※電子データファイル形式は、ワード、エクセル、PDF 等とする。